# 岩沼市民図書館 展示コーナー利用のご案内

# 1 使用の申込みについて

# (1) 使用対象者

展示コーナーの使用対象者は、市内に居住する者若しくは通勤・通学する者又はそれらの者 により構成された団体

# ≪禁止事項≫

・ 営利又は政治的、思想的若しくは宗教的な勧誘・布教を目的とした展示

# (2) 休館日

(図書館カレンダーを参照)

- 毎週月曜日
- 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- ・ 館内整理日(月末 ただし、月末が月曜日若しくは月曜日と連続した日となった場合は、 直近の金曜日)
- ・ 特別整理期間(通常は2月の3日間)

# (3) 使用期間

展示期間のほか、展示物の搬入、撤去等を含み、30日間以内

## (4) 使用時間

展示コーナーを使用できる時間は、市民図書館の開館日のうち、午前9時から午後5時まで(展示物の搬入、搬出も同様)

## (5) 展示コーナーの設置場所

- 1階エントランスホール可動式展示パネル
- ・ 2階セミナールーム外側壁面のピクチャーレール設置面
- 2階ふるさと展示室外側壁面のピクチャーレール設置面

# (6) 貸出機材

- ピクチャーレール用フック
- ・ 展示用吊り下げワイヤー
- 脚立
- 台車

上記以外の展示用品の使用を希望するときは、予め教育委員会(市民図書館)に申し出て、その許可を得た上で、各自で用意

# (7) 使用申請の受付

- ① 使用申請方法
  - 使用申請は、直接市民図書館に来館の上、申請すること。
  - ・ 「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可申請書」に必要事項を記入して申請すること。
- ② 使用申請受付時間
  - ・ 市民図書館の開館日のうち、午前9時から午後5時まで
- ③ 使用申請受付期間
  - ・ 使用希望日の3月前から1週間前まで

# (8) 使用料

無料

# (9) 使用の変更・取消

「岩沼市民図書館展示コーナー使用許可申請書」を提出後に変更や取消の必要が生じたときは、直ちにその旨を申し出ること。

## (10) 展示における使用制限

- ・ 壁面に展示できるものは、ピクチャーレールから展示用吊り下げワイヤーを使用して吊 り下げて展示ができるものとする。
- ・ 展示コーナーを年度内に再度使用する場合は、前回の使用終了時から3月を経過した後に使用すること。

# (11) 使用者の責務

- ・ 使用者は、展示物の搬入、配置及び搬出の際は、市民図書館の運営に支障を来たさないよう努めるとともに、展示物の管理に万全を期すよう努めること。万一、展示物が盗難、 破損等の被害を受けた場合は、教育委員会は一切の責任を負わない。
- ・ 使用者は、展示物を観覧する者の安全確保と事故防止のため、必要な措置を講ずる こと。
- ・ 使用者は、教育委員会が管理する施設、設備、備品等を損傷又は紛失等したときは、 速やかに教育委員会に届け出るとともに、修理復旧等に努め、原状に復すこと。その修理 復旧等に要する費用は、使用者が負担すること。
- 使用者は、展示コーナーを使用した後は、原状に復すること。

## 2 使用上の注意

(1) 時間等の厳守

使用期限・時間を守ること。

# (2) 飲食·喫煙

- 飲食は、エントランスホールですること。
- ・ 喫煙は、館内は禁煙なので屋外ですること。この場合、各自の責任にて吸い殻等の片づけを行うこと。

# (3) 後片付け

- ・ 借用した備品等は、数等を確認し、返却すること。
- ごみは必ず持ち帰ること。

# (4) 許可の取消し

次のいずれかの項目に該当したときは、許可を取り消す。

- ・ 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- ・ 使用目的又は条件に違反したとき。
- ・ 市民図書館の公共性又は運営上、不適切と判断したとき。
- ・ その他、教育員会が不適切と認めたとき。

## (5) その他

展示期間中、図書館利用者に迷惑となる行為は、厳禁であり、行わないこと。

## 3 搬入・搬出

- ・ 午前9時から午後5時までの間に行うこと。
- ・ 搬入・搬出は、主催者側で行うこと。
- ・ <u>釘・押しピン・画鋲等の使用及びテープ類の使用により、壁に修正不能な傷をつける</u>展示方法は禁じており、行わないこと。

間い合わせ先 岩沼市民図書館 ☎0223-24-3131